

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

1) 地震・津波

宇佐市に影響を及ぼす主な海溝型地震は、南海トラフ、日向灘、安芸灘～伊予灘～豊後水道をそれぞれ震源とする地震であり、活断層型地震については、中央構造線断層帯、日出生断層帯、万年山―崩平山断層帯、周防灘断層帯主部区間をそれぞれ震源とする地震である。

地震調査研究推進本部地震調査委員会が行った地震発生確率等に関する長期評価によると、今後30年以内に発生する確率が高いものとして、南海トラフを震源とする地震(M8～M9規模)の発生確率は80%程度とされている。また、日向灘を震源とする地震(M7～M7.5規模)、安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震(M7～M7.5規模)が70～80%程度とされている。特に南海トラフを震源とする地震については、大津波を発生する可能性が高いと考えられる。

2) 風水害等その他

気象災害のほとんどは台風、梅雨、低気圧(前線)に伴う大雨によるものである。この大雨によって河川の氾濫、土砂災害、風倒木災害、崖崩れなどが発生して大きな被害を及ぼしてきた。

近年市内に比較的大規模な被害をもたらした台風は、平成3年(1991年)9月27日の台風第19号(瞬間最大風速44.4m/S、被害総額52億円、住家の全壊9棟、半壊4棟、一部損壊14,259棟)、平成5年(1993年)9月3日の台風第13号(雨量414mm/h、81.5mm/h、被害総額10億円、住家の全壊3棟、床上浸水9棟、床下浸水41棟、避難勧告による避難者1,120名)、平成16年(2004年)においては台風6号、16号、18号、21号、23号と6回の豪雨、暴風により被害総額16億円超となっている。

また、豪雨災害としては、平成24年(2012年)7月の「九州北部豪雨」、平成29年(2017年)7月の「九州北部豪雨」、そして令和5年7月には梅雨前線の活発化に伴い発生した線状降水帯による豪雨は、市内の住宅や商店等の床上・床下浸水、農地、農道及び農業用施設、林業関連、市道、河川関連、農作物等に大きな被害が発生した。

3) 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康とそれに伴い経済活動にも重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況 (令和3年経済センサス)

- ・ 商工業者等数 1,607
- ・ 小規模事業者数 1,299

【内訳】

| 業種 | | 商工業者数 | 小規模事業者数 | 備考(事業所の立地状況等) |
|------|----------|-------|---------|--------------------|
| 商工業者 | 商業・サービス業 | 845 | 754 | 中心市街地の四日市地区に大多数が集中 |
| | 建設業・製造業 | 304 | 243 | 駅川・長洲地区を中心に市内広域に点在 |
| | その他 | 458 | 302 | 医療・福祉等市内広域にある |

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・ 防災計画の策定
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 防災知識の普及及び啓発活動
- ・ 消防団及び自主防災組織の育成及び強化
- ・ 救助物資の備蓄
- ・ 宇佐市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会議所の取組

- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ 防災備品（ラジオ、懐中電灯、電池、非常飲食物、工具等）を備蓄
- ・ 宇佐市が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会議所経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会議所と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年月4日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会議所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

- ・ 当会議所と当市の取組について整理し、災害時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・ 当会議所と当市における本計画に関する担当部署は、それぞれ中小企業相談所と商工振興課とする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 商工会議所会報や市報、各ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会議所は、令和2年事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・ 大分県商工会議所連合会と連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・ 宇佐市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会議所・当市商工振興課）を年1回以上開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度7の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発令された場合は、宇佐市における感染症対策本部設置に基づき当会議所による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・被害状況や被害規模に応じて当会議所と当市で、実施する応急対策の方針を決める。
（豪雨における例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担は、当所と当市の協議により決定する。
- ・大まかな被害状況を確認し、1～2日以内に情報共有する。
- ・当会議所と当市が共有した情報を、大分県の指定する方法にて当会議所又は当市より大分県へ報告する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

| | |
|-----------|--|
| 大規模な被害がある | <ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 |
| 被害がある | <ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 |
| ほぼ被害はない | <ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。 |

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

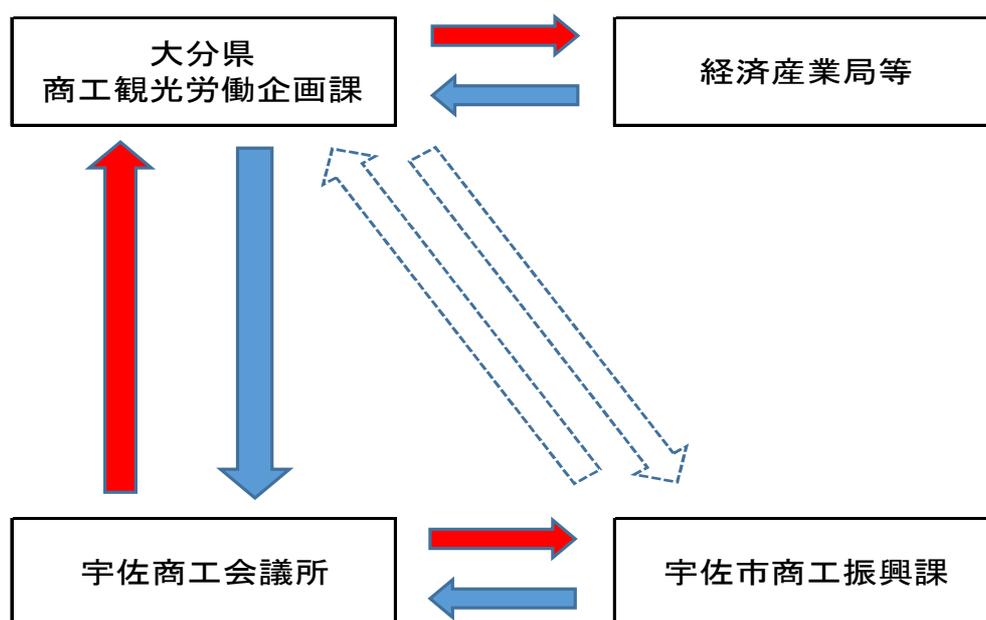
- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

| | |
|---------|-------------|
| 発災後～1週間 | 1日に2回程度共有する |
| 1週間～1ヶ月 | 1日に1回程度共有する |
| 1ヶ月以降 | 2日に1回程度共有する |
| 3ヶ月以降～ | 随時必要に応じて |

- ・宇佐市で取りまとめた「宇佐市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交替勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。体制図は下記の通りである。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについては、宇佐市災害対策本部の指示に従いながら、当市商工振興課と当会議所が協議のうえ決定する。
- ・ 当会議所と当市は、「被害額算定の例について（中小企業庁小規模企業振興課）」を参考にするとともに、当市商工振興課・危機管理課との連携により、速やかに被害状況の確認や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定を行うものとする。
- ・ 当会議所と当市が共有した情報を、大分県の指定する方法にて当会議所又は当市より大分県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、宇佐市と相談する（当会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

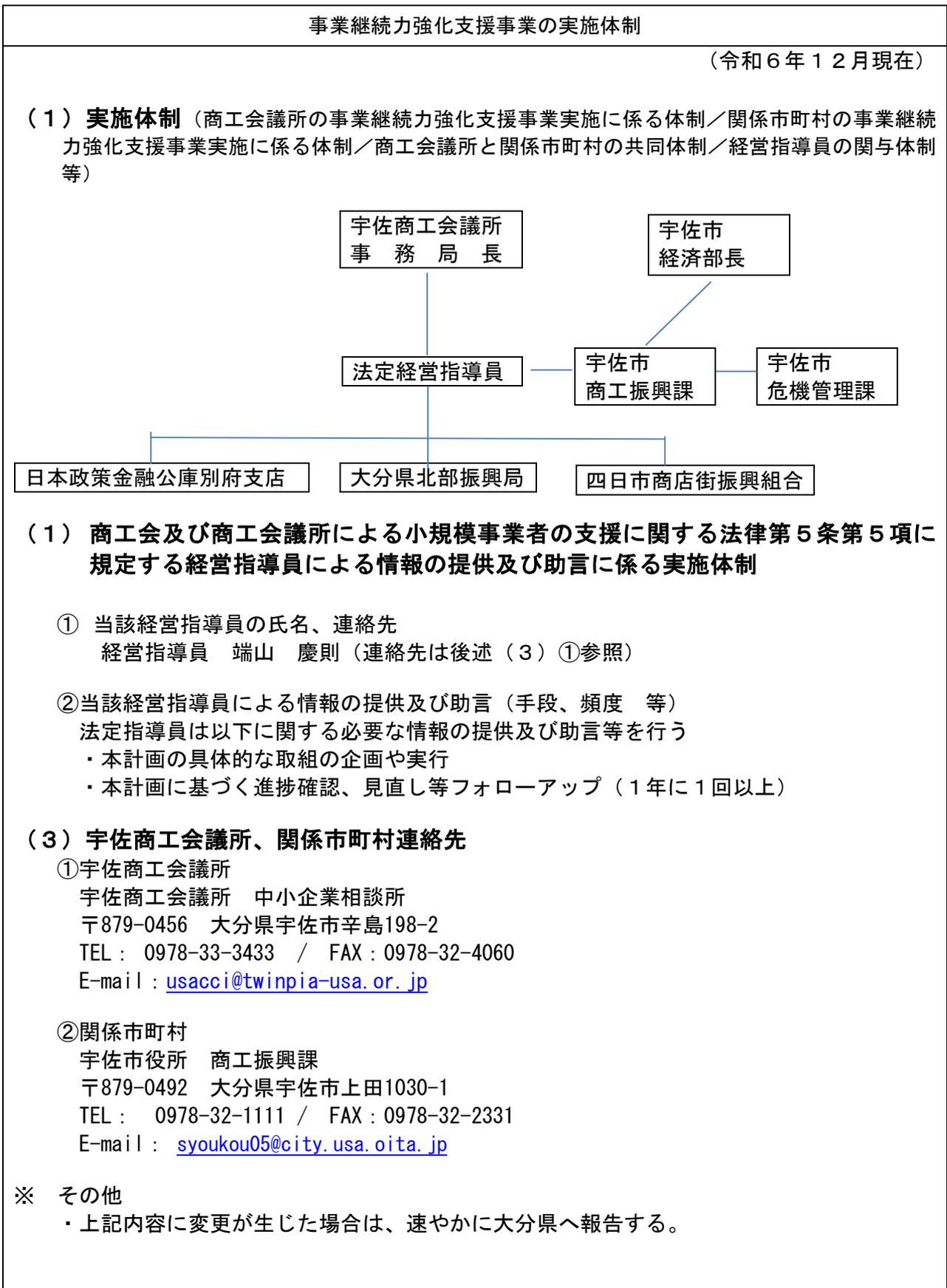
- ・ 大分県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を大分県等に相談する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大分県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

| | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 必要な資金の額 | 250 | 300 | 350 | 350 | 350 |
| ・ 専門家派遣費 | 50 | 50 | 100 | 100 | 100 |
| ・ 協議会運営費 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |
| ・ パンフ、チラシ作製費 | 100 | 150 | 150 | 150 | 150 |
| ・ 備蓄品購入(買替)費 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法 |
|---------------------------|
| 会費収入、宇佐市補助金、大分県補助金、事業収入 等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| |
|--|
| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名 |
| |
| 連携して実施する事業の内容 |
| ・ ・ ・ |
| 連携して事業を実施する者の役割 |
| ・ ・ ・ |
| 連携体制図等 |
| |